告示

○金融庁告示第五号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）第十二条第二項の規定に基づき、平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）及び平成二十四年金融庁告示第六十四号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年二月二十七日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一　平成十四年金融庁告示第三十五号の一部を次のように改正する。

第五条の表の銀行代理業者の欄中「大和証券株式会社」の次に「イオン住宅ローンサービス株式会社」を加える。

○総務省告示第百号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十五年総務省告示第十二号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十五年一月二十九日	他の政治団体の名称	生活の党	
	代表者の氏名	小沢　一郎	森　裕子
	候補者となるべき者の選定の手続	幹事長の発議に基づき幹事会で決定	代表の発議に基づき幹事会で決定

○総務省告示第百一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十五年総務省告示第十三号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十五年一月二十九日	他の政治団体の名称	生活の党	
	代表者の氏名	小沢　一郎	森　裕子
	衆議院名簿登載者の選定の手続	幹事長の発議に基づき幹事会で決定	代表の発議に基づき幹事会で決定

○総務省告示第百二号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成七年自治省告示第六号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十五年二月一日	他の政治団体の名称	社会民主党	
	本部の所在地	東京都千代田区永田町二―四―三永田町ビル七階	東京都千代田区永田町一丁目八番一号

○総務省告示第百三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成七年自治省告示第七号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十五年二月一日	他の政治団体の名称	社会民主党	
	本部の所在地	東京都千代田区永田町二―四―三永田町ビル七階	東京都千代田区永田町一丁目八番一号

○総務省告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
社会民主党	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―四―三	東京都千代田区永田町一―八―一	二五、二、一
	代表者の氏名	小沢　一郎	森　裕子	二五、一、二九
生活の党	異動事項	新	旧	
	代表者の氏名	小沢　一郎	森　裕子	

○中央選挙管理会告示第一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十五年中央選挙管理会告示第一号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十七日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十五年一月二十九日	他の政治団体の名称	生活の党	
	代表者の氏名	小沢　一郎	森　裕子

○中央選挙管理会告示第二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十五年中央選挙管理会告示第一号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十七日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十五年二月一日	他の政治団体の名称	社会民主党	
	本部の所在地	東京都千代田区永田町二―四―三永田町ビル七階	東京都千代田区永田町一丁目八番一号